

事 務 連 絡
平成18年9月29日

各都道府県 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

高齢者の開眼片足立ち時間の測定に関する留意事項について

この度、介護保険の通所リハビリテーションにおける開眼片足立ち時間の測定中に経過的要介護者の大腿骨頸部骨折の事例が発生し、別紙のとおり長寿科学総合研究の主任研究者より「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づく健康危険情報が厚生労働省に報告されたところである。

開眼片足立ち時間の測定については、運動器の機能向上マニュアル（平成17年12月、運動器の機能向上についての研究班）において、介護予防特定高齢者施策及び新予防給付における開眼片足立ち時間の測定に関し、「測定者は対象者の傍らに立ち、安全を確保する。」こととされているところである。

介護給付における開眼片足立ち時間の測定についても同様の対応が徹底されるよう、貴都道府県内市町村及び関係事業者等への周知をお願いする。

担当

厚生労働省 老健局 老人保健課

課長補佐 大澤

課長補佐 須藤

介護技術係長 右田

電話：03-5253-1111 内線 3946

(別紙)

【健康危険情報】

骨脆弱性の高いと考えられる80歳以上の高齢者における開眼片脚起立時間の測定時、大腿骨頸部骨密度の低下による一種の不顕性骨折から荷重により顕性となり大腿骨頸部骨折を来たしふらつき転倒したか、或いは片脚起立時によるけて転倒し大腿骨頸部骨折に至ったか同定できないが、開眼片脚起立から骨折に至った事例が発生した。

片脚起立時の転倒を防ぐため、高齢者や骨粗鬆症化が亢進した人を調査・運動訓練実施する時には、転倒を避けるための十分な工夫（平行棒など）や予防をされたい。